

《大阪府6ブロックへの要望書《回答》一覧》

関西STS連絡会 代表 上田 隆志 様
関西STS連絡会・大阪府下85団体 様

- ①大阪市福祉有償運送運営協議会 (2008年3月28日)
- ②大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会 会長 新田 保次 (2008年3月27日)
- ③河北ブロック福祉有償運送 会長 吉川 耕司 (2008年3月25日)
- ④大阪府中部ブロック福祉有償運送 市町村共同設置運営協議会 会長 土橋 正彦 (2008年3月25日)
- ⑤大阪府泉州ブロック福祉有償運送市町共同運営協議会 (2008年3月31日)
- ⑥枚方市地区福祉移送サービス運営協議会 会長 三星 昭宏 (2008年4月7日)

1. 運営協議会の「協議の基準」において、下記の要件について道路運送法「施行規則」「諸通達」以上の上乗せ規制を行うことに至った経緯について、明らかにされたい。

(要望内容)

①「迎車回送料金」の扱い

【大阪市・回答】

「福祉有償運送は、予約が前提で基本的に迎車が伴いますとともに、タクシー運賃は実車を基本としていることや最近では迎車料金を徴収しないタクシー会社も増えてきていることから、迎車回送料金につきましては、認めないことといたしました。」

【北摂ブロック・回答】

「福祉有償運送は基本的に予約迎車が前提であることから、現時点では迎車回送料金は認めていない。市外での料金加算の設定を認めていないことから、発地まで距離がある場合に迎車回送料金がないと採算が取れないとの意見もあり、当運営協議会において、今後議論していく必要があると考えている。」

【河北ブロック・回答】

「迎車料金を徴収しないタクシー会社も増えてきている。福祉有償運送は予約が前提で、基本的に迎車が伴うものであることから認めていない。」

【中部ブロック・回答】

改正道路運送法が平成18年10月に施行されたことに伴い、大阪府、府内各ブロック事務局市、運営協議会会長等による大阪府運営協議会連絡会において大阪府福祉有償運送運営マニュアルの改定内容が検討され、同年11月に改定されました。その後、大阪府中部ブロックでは、運営協議会において大阪府運営協議会連絡会の議論を踏まえ、地域の実情、各団体の特徴などを考慮したうえで「協議の基準」の見直しを行い、現在に至っております。

「「迎車回送料金」について、福祉有償運送では運送の対価は時間制、距離制、また併用での設定が可能であり、できる限り利用者にとってわかりやすい料金設定にさせていただくことを協議の前提としております。中部ブロックの「協議の基準」では迎車回送料金は認めないとしてはいますが、往復の送迎であれば多少の待ち

時間を含めて時間制で徴収することは認められた経過があり、各団体の事情を考慮したうえで待機料金とあわせて協議を行なっております。」

【泉州ブロック・回答】

「迎車料金を徴収しないタクシー会社が大阪で多いこと、また福祉有償運送は予約が前提で基本的に迎車が伴うことから、泉州ブロックでは認めておりません。」

【枚方市・回答】

「当協議会では、特段の規制は設けておらず、事業者の申請に基づいて、法の趣旨や事業運営上の実態をふまえ、適正に審査を行っている。」

(要望内容)

②「セダン車両の使用」

【大阪市・回答】

「大阪市内ブロックでは、福祉車両の稼働台数に比べて移動制約者数が上回っている状況であります。「セダン車両の使用」の判断基準につきましては、まだ検討を必要とすると判断しており、判断基準が確定するまでは申請を受け付けないこととしております。

現段階では、福祉車両を基本とした福祉有償運送事業の拡大を図ってまいりたいと考えております。」

【北摂ブロック・回答】

「安全かつ適切な福祉有償運送の事業運営が可能であるかを判断するにあたり、運行管理体制を含む各種体制の整備状況における事業者の利用者への安全性確保への取組や姿勢について、車両を必要とする移動制約者の状況や利用目的を考慮して、運営協議会において十分に議論する必要があると考える。」

【河北ブロック・回答】

「セダンの導入については、河北ブロックにおける移動制約者の状況、適切な運行管理体制の確保などについて、運営協議会で検証し、適切な運営が出来るよう十分議論する必要があるため、現時点では認めていない。」

【中部ブロック・回答】

「セダン車両の使用については、協議会において各団体の移動制約者(利用者)の状況を踏まえて協議を行ない、使用も認めております。」

【泉州ブロック・回答】

「セダン車両については、下記の条件をすべて備えていることを条件に導入を認めております。

- ・運送主体所有の車両であること。
- ・現に知的障害者・精神障害者の会員がおり、真にセダン車を必要としている運送主体であること。
- ・運営協議会の協議を経ていること。

なお、条件を設定している主な理由としては次のとおりです。

- ・安易にセダン車の導入が認められた場合、法人が管理を行う車両が急激に増車することが予想され、資格要件を必要とする運行管理者の設置など安全な運行管理体制の確保について支障を来す恐れがある。

- ・持ち込みのセダン車についてはその用途において多目的な使用が想定され、福祉有償運送時での車両表示（「有償運送車両」など標章の車体表示）が徹底されない可能性がある。」

【枚方市・回答】

「セダン車両の使用に関して、当協議会では、いち早く必要性を認識し、セダン特区を取り組んできた経過がある。また、セダン車両の使用については、自家用車両の不正使用防止の観点から、ホームヘルパー事業所等を平行して行なっている事業者の場合、使用車両の所有名義が運送主体であり、車両の使用権原を有していることを要する事とした。（ただし所有者名義がリース会社、割賦販売会社等であることが確認できる場合を除く。）

個人名義の持ち込みセダン車両に関しては、移送ボランティアとして共同配車センターに一元的に登録し、共同配車センターの配車を基にした活動に限り使用を認めている。」

（要望内容）

③運転協力者の「適正診断」

【大阪市・回答】

「運転者の「適正診断」につきましては、運転者を多角的な角度で診断しており、運転者の安全運転に対する意識を向上させるため、大阪府内の各ブロックにおいて運営協議会設置当初から運転者の要件として盛り込まれてまいりました。また、本協議会では、各事業者において適正な運行管理を行ううえで、貴重な資料として活用され、より安全な運行体制の確立に努めていただけるよう指導し、事業者においても安全運行に努めていただいているところであります。安全運行が前提としての福祉有償運送であると考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。」

【北摂ブロック・回答】

「福祉有償運送も旅客の運送であることから、利用者の安全性・快適性を確保するためには、運送業務を行う運転者の適正診断は最低限必要であると考えます。」

【河北ブロック・回答】

「運転手の「適性診断」について、大阪府においては、安心、安全に運営していただくため、「第一種」及び「第二種」の自動車免許保持者共に必要な要件としています。」

【中部ブロック・回答】

「適性診断については、利用者の安全面を確保するという趣旨で確認しているものであり、その結果によって運転者として認めるか否かの判断は行なっておりません。また、安全面での確認を行なううえで別の手段があれば、適性診断結果にこだわるものではないと考えております。」

【泉州ブロック・回答】

「大阪府内では（他のブロックも含め）、安心・安全の担保に資するという観点から、第一種免許所持者だけでなく第二種免許所持者についても適性診断を受けてもらうことになっております。加えて、泉州ブロックではより安全な運行を期するため満70歳以上の運転者は更新登録時には必ず適性診断を受診していただき、その診断結果をもとに、運行管理責任者等は、適切な運行管理に努めることとしています。」

【枚方市・回答】

「適正診断に関しては、安全確保の観点からその必要性は認識しているところであるが、当協議会においては、適性診断受診については、努力義務としており、新規事業者申請、及び登録時の必須事項とはしていない。」

（要望内容）

2. 運営協議会の「要綱」「協議の基準」について、いかにして確定され、今後の見直し・修正のシステムについて、明らかにされたい。

【大阪市・回答】

「**「要綱」**、**「協議基準」**につきましては、運営協議会で検討を重ねたうえで、運営協議会において確定したものです。

今後の見直しにつきましては、国等の動向を見守りながら、大阪府と連携し、必要に応じて運営協議会にて検討したうえで実施してまいります。」

【北摂ブロック・回答】

「○**「要綱」**については、「大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会設置要綱」を**毎年事務局の幹事市において制定**している。

○**「協議の基準」**は、事務局案を運営協議会で協議のうえ決定しているが、事業者の当該事業の存続に関わる「運送の対価・対価以外の対価」、及び利用者の安全に関わる「運行管理体制・整備管理体制・事故時の対応・苦情処理体制等」に関しては、更新申請時にヒアリングした事業者の抱える課題を参考にしながら、「協議の基準」の内容を、**随時更新**している。」

【河北ブロック・回答】

「○**「要綱」**については、「大阪府河北ブロック福祉有償運送運営協議会設置要綱」を構成市の総意により制定しています。

○**「協議の基準」**については、事務局が(案)を作成し、運営協議会において協議のうえ決定しています。

○**見直しや修正**については、運営協議会において協議のうえ行うこととしています。」

【中部ブロック・回答】

「中部ブロックの**「協議の基準」**は項目1のとおり決定いたしました。しかし、「協議の基準」を改定する以前から福祉有償運送の許可を取得していた事業所のなかに、新たな**「協議の基準」**の考え方と整合のとれない内容で事業を行なっている実態があります。そのため、平成20年10月までに運営協議会で柔軟に結論が得られるよう検討を行ったうえで、**中部ブロックとしての新たな基準を定めていく予定**です。」

【泉州ブロック・回答】

「本協議会については「大阪府泉州ブロック福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱」により、運営されていますが、**各年度の第1回『運営協議会』**の開催の前に開かれる**『準備会』**、適宜必要に応じて開かれる**『小委員会』**において、「**要綱**」及び「**協議の基準**」への**記載事項**などを討議し、**『運営協議会』**にて**最終的な決議**が行なわれ、**明記されるべき事項などが決定**されています。」

【枚方市・回答】

「当協議会は、全国に先駆け構造改革特区の策定を受け、運営協議会を単独で設置したので、**独自で「要綱」「協議の基準」**を定めている。また、運用上の課題等に関しては、運営協議会の下部組織として「**小委員会**」を設け、ここで**集中して議論し素案をまとめることもある。**」

（要望内容）

2. 道路運送法「施行規則」「通達」に基づく運営協議会の構成員の選任について、大阪府調整、市町村調整がどのように行われ確定されているのかを、明らかにされたい。

【大阪市・回答】

「運営協議会委員の選任につきましては、**大阪府**において**学識経験者、タクシー事業者及びその組織する団体、タクシー運転者が組織する団体**の中から、広域的に各団体と調整を行い、**それぞれ選任**しております。

また、**本市**において**利用者、社会福祉協議会、NPO等地域で社会貢献を行っている団体**の中から、**それぞれ選任**しております。

なお、現に**福祉有償運送を行っている社会福祉法人、NPO等の代表**につきましては、本市運営協議会において、実際に福祉有償運送事業を実施している事業者に対して募集し、応募のあった事業者の中から**抽選で選定**する方法により、選任作業を進め、本年3月に決定したところであります。」

【北摂ブロック・回答】

「○「**学識経験者**」、「**社団法人大阪タクシー協会**」、「**大阪福祉タクシー運営連絡協議会**」、「**タクシー運転者労働組合**」、「**大阪運輸支局**」から、**大阪府**から各1名ずつ**指名**があり、事務局の幹事市において**選任**している。○それ以外に、「**住民又は利用者(事務局市在住)**」、「**社協、NPO等地域でボランティアを行っている団体(事務局市所在)**」、「**現に福祉有償運送を行っている団体(ブロック内に所在)**」、及び「**事務局市町村職員**」から各1名ずつを関係団体等の推薦に従い、**幹事市**において**選任**している」

【河北ブロック・回答】

「○**大阪府**から「**学識経験者**」、「**社団法人大阪タクシー協会**」、「**大阪福祉タクシー運営連絡協議会**」、「**タクシー運転者労働組合**」、「**大阪運輸支局**」のそれぞれについて候補者の推薦を受け、事務局の幹事市（ブロック内の市が持ち回り）が**委嘱**しています。

○上記以外に、「**住民又は利用者(事務局市に在住)**」、「**社会福祉協議会、NPO等地域で社会貢献を行っている団体(事務局市に所在)**」、「**現に福祉有償運送を行っている団体(ブロック内に所在)**」、「**事務局市職員**」から、**幹事市**が各1名を**委嘱**しています。」

【中部ブロック・回答】

「運営協議会の構成員については、**大阪府福祉有償運営マニュアル**に示され、それに沿って委員を選任しております。運営協議会委員のうち、**学識経験者、タクシー事業者及びその組織する団体、国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局職員**は**大阪府**によって**決定**をいただきました。また、**社会福祉協議会、地域において社会貢献を行なっている団体、福祉有償運送事業者**から参画いただく委員は、中部ブロック**事務局**によって**決定**いたしました。」

【泉州ブロック・回答】

「運営協議会における構成員の選定については、道路運送法施行規則、国土交通省通達により一定構成員に

ついでに基準が示されているところですが、加えて選定にあたっては協議会各委員における協議会に対する理解、見識等を勘案し、**関係市町、大阪府**と連携、調整を図りながら構成員の選定を行っております。具体的には、タクシー事業者の代表、学識経験者、社会福祉関係者、利用者の代表などから**委員の選定**を行っております。」

【枚方市・回答】

「枚方市では、全国に先駆け構造改革特区の認定を受け、運営協議会を単独で設置したため、**各構成員はすべて、市が調整**した。なお、委員の選定にあたっては、当協議会地域において活動している高齢者、障害者の関係団体を始め、タクシー事業者、行政機関等、より**実践的な活動が展開**できるよう配慮しているところである。」

（要望内容）

4. 運営協議会での協議以前に、市町村申請窓口での道路運送法「施行規則」「諸通達」と違えた指摘、間違った（勘違いの）指導への苦情が寄せられています。地域事情・活動特性を生しながら、地域福祉社会の充実と福祉有償運送の定着、発展につなげるため、早急に改善の措置をなされたい。

【大阪市・回答】

「申請手続きにつきましては、運営協議会**事務局**において、**申請者のご意見**を伺いながら、**申請書類等の確認作業**を行っており、今後も運営協議会での十分な協議及び確認が円滑に進められるよう、申請手続きにおいて的確な確認作業が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。」

【北摂ブロック・回答】

「大阪府作成の**「大阪府福祉有償運送運営マニュアル」**に基づいて受付市町では対応しており、**判断が困難な場合**においては、随時、**事務局(幹事市)や大阪運輸支局に問合せ**のうえ、**確認**している。

各市町の申請窓口の混乱を防止するためにも、各市町の福祉有償運送担当者における関係法令や制度等への知識と理解を深めていく必要があることから、**大阪府、大阪運輸支局、幹事市、及び各市町の連携**を、今後いっそう深めていきたいと考えている。」

【河北ブロック・回答】

「大阪府作成の**「大阪府福祉有償運送運営マニュアル」**に基づき、**各市で対応**しており、判断が困難な場合などは、各市や幹事市が**大阪府や大阪運輸支局に問い合わせ**て確認しています。

ご質問のような状況を防止するため、**窓口の確認事項に関するチェックリストを協議会として作成中**であり、当ブロック内の各市において、今後もますます**福祉有償運送関係法令や制度等の理解**を深めてまいります。」

【中部ブロック・回答】

「急速に進展する**高齢化、障害のある方の地域生活支援**といった視点で、移動支援にかかるサービスは大変重要な役割を果たしております。通院、福祉サービスにおける移送だけではなく、ライフスタイルの多様化によって様々な場面で移送サービスの需要がある一方、福祉有償運送においては**十分に応えきれていない状況にあります**。

今後、**福祉有償運送が更なる地域福祉の向上に寄与することを念頭に置き、タクシー事業者との共存を図りながら事業を発展させる仕組みを大阪府と調整のうえ検討**してまいります。」

【泉州ブロック・回答】

「泉州ブロック各市町では、国、大阪府、関係機関等と連携を図り、本制度の理解に努めているところですが、今後も勉強に努め、知識を正確なものにし、各市町における統一性、普遍性に努めてまいります。」

【枚方市・回答】

「当協議会においては、今のところ、そういった苦情について聞き及んでいない。

なお、事業者認定・更新、指導に関しては、運営協議会の会長をはじめ運輸支局と調整した上で、必要に応じて、国土交通省等に問い合わせ等を行い、適切に行っている。」